

# 投資信託説明書(交付目論見書)

2016年2月13日

## アクティブ・ニッポン

追加型投信／国内／株式

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



## 大和投資信託

Daiwa Asset Management

●委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

大和証券投資信託委託株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

- ・ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- ・コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

●受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリーファンド

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名	大和証券投資信託委託株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	15兆2,698億11百万円

(平成27年11月末現在)

- 本文書により行なう「アクティブ・ニッポン（愛称：武蔵）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年2月12日に関東財務局長に提出しており、平成28年2月13日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

- わが国の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色

### 1 わが国の株式に投資します。

- 株式の組入比率、銘柄ごとへの投資額、銘柄入替えのタイミング等は、投資環境等に応じて決定します。
- 景気循環等の相場環境に応じてポートフォリオの性格を大胆に変更します。
- 相場環境によっては、株式の組入比率を大胆に低めることができます。

### ● 運用担当者からのメッセージ ●

#### 運用担当者 香西 隆弘のプロフィール

2002年 大和証券投資信託委託株式会社入社。企業調査部門に所属。  
2010年 国内株式のアクティブ運用ファンドを担当し現在に至る。

#### チーム運用体制

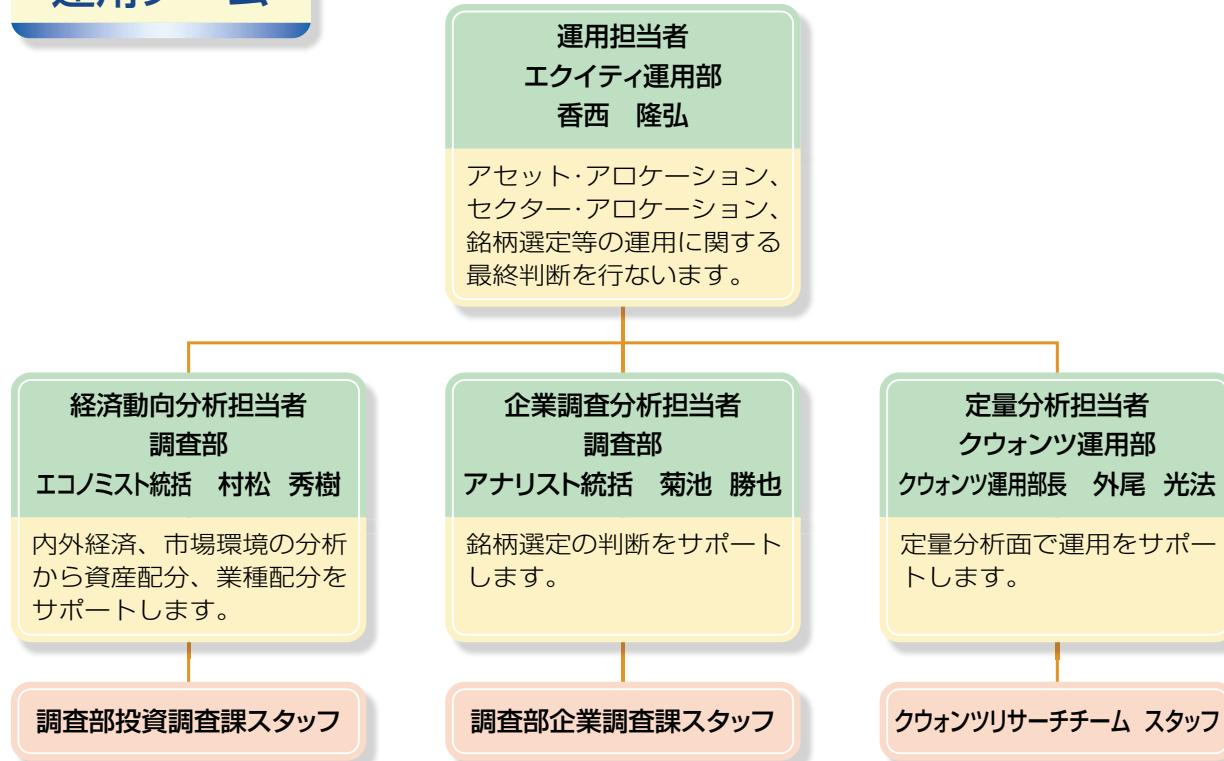
経済動向分析、企業調査分析、定量分析の各分野の専門家と最終的な意思決定を行なう運用担当者からなる運用チームを編成し、効率的な情報収集と専門的な分析を通じて機動的な運用を行ないます。

#### 運用プロセス

運用チームは、社内リサーチ部門を活用した投資分析によりアセット・アロケーション、セクター・アロケーション、銘柄選定のプロセスを経てポートフォリオを構築します。統計的な手法を活用したパフォーマンス分析をフィードバックし、次の投資戦略に活かします。一貫した運用プロセスと組織的なリスク管理により付加価値を追求します。

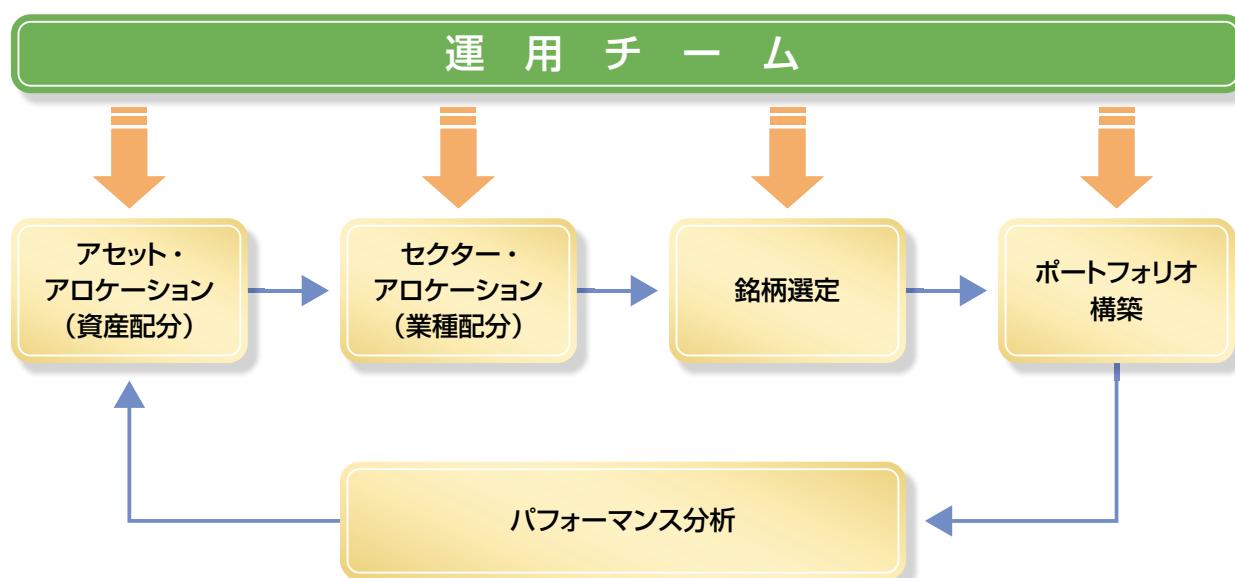
# ファンドの目的・特色

## 運用チーム



※運用チーム、各担当者は変更になる場合があります。

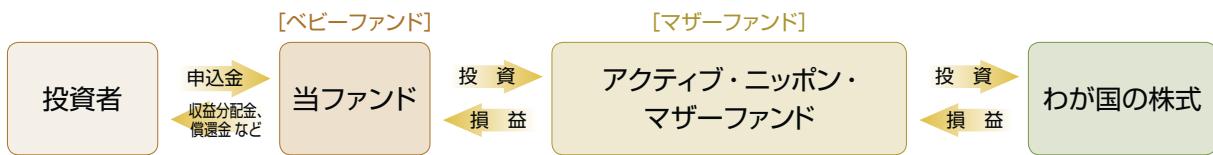
## 運用プロセス



## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

## 2

## 毎年11月19日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

### 〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

### 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉

株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他の	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクリング・オフ）の適用はありません。

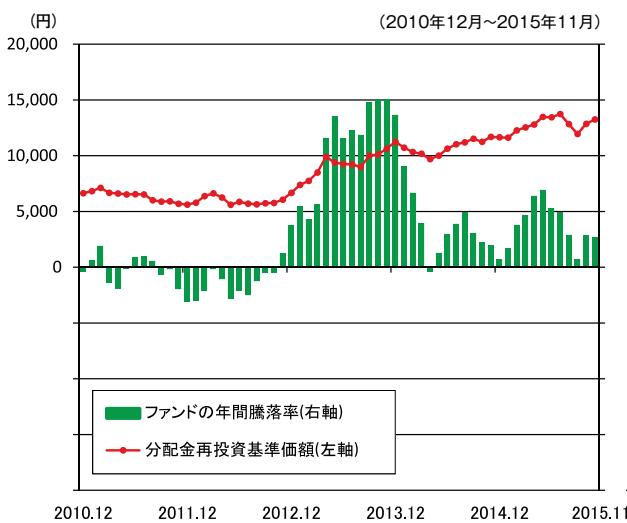
## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通して、運用リスクの管理を行ないます。

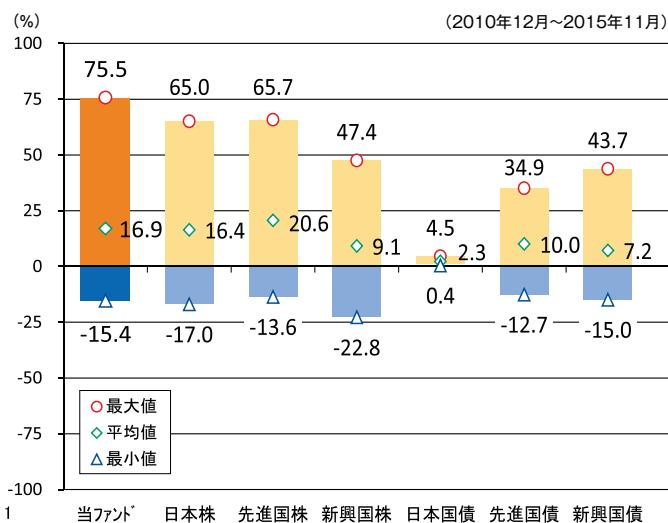
## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

### ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指標値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的所有権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。

●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。

Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

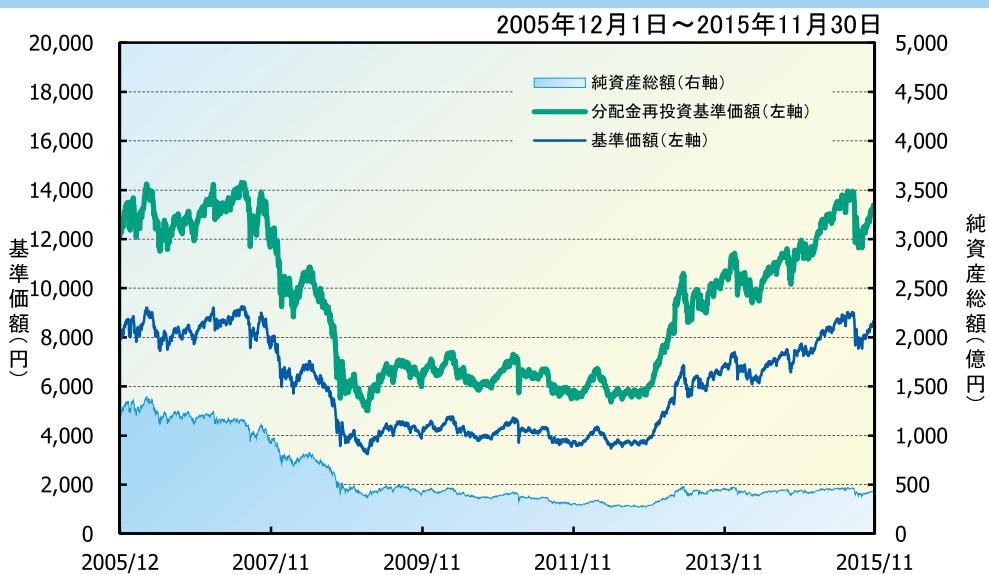
# 運用実績

2015年11月30日現在  
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	8,579円
純資産総額	429億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1ヶ月間	3.0%
3ヶ月間	3.3%
6ヶ月間	-1.7%
1年間	13.3%
3年間	118.6%
5年間	109.7%
設定来	32.5%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、  
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

※当ファンドは、1999年11月19日に1口対1.5口の受益権の分割を行なっています。

## 分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 0円 設定来分配金合計額： 380円

決算期	第6期 04年11月	第7期 05年11月	第8期 06年11月	第9期 07年11月	第10期 08年11月	第11期 09年11月	第12期 10年11月	第13期 11年11月	第14期 12年11月	第15期 13年11月	第16期 14年11月	第17期 15年11月
分配金	20円	50円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※設定来分配金合計額には、分割前の分配金が含まれています。分割前(第1期)の分配金は300円です。

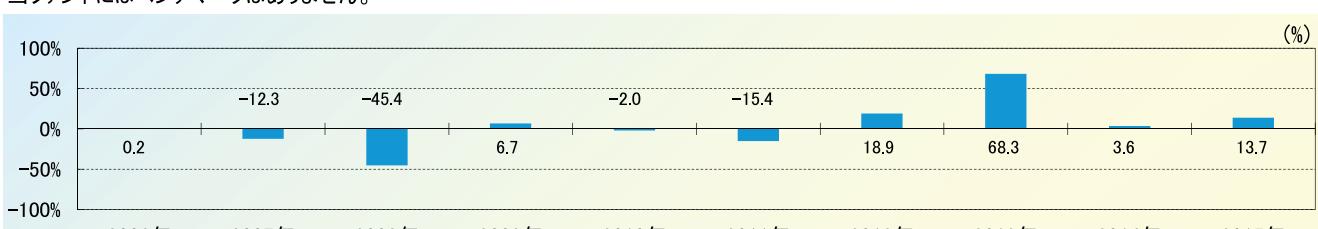
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	110	96.5%	電気機器	11.8%	トヨタ自動車	輸送用機器	3.9%
国内株式先物	-	-	情報・通信業	9.0%	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	3.4%
不動産投資信託等	-	-	化学	8.6%	アルプス電気	電気機器	2.4%
コール・ローン、その他		3.5%	銀行業	8.4%	ダブル・スクープ	電気機器	2.2%
合計	110	100.0%	輸送用機器	7.7%	ポーラ・オルビスHD	化学	2.1%
株式 市場・上場別構成	比率	不動産業	6.0%	三井住友フィナンシャルG	銀行業	2.0%	
一部(東証・名証)	90.7%	建設業	5.0%	オープンハウス	不動産業	2.0%	
二部(東証・名証)	2.2%	機械	4.3%	キーエンス	電気機器	2.0%	
新興市場他	3.5%	小売業	4.2%	SCSK	情報・通信業	1.9%	
その他	-	その他	31.5%	第一生命	保険業	1.8%	
合計	96.5%	合計	96.5%	合計			24.0%

## 年間收益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2015年は11月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額（1万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
購入の申込期間	平成28年2月13日から平成29年2月14日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	無期限（平成10年11月20日当初設定）
継上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（継上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年11月19日（休業日の場合翌営業日）
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ【 <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> 】に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用があります <sup>(注)</sup> 。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。 (注) 平成27年4月1日以降に開始する事業年度については、益金不算入制度の適用はありません。 ※平成27年11月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用																																						
	料率等	費用の内容																																				
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.24% (税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。																																				
信託財産留保額	ありません。	—																																				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																						
	料率等	費用の内容																																				
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.6416% (税抜1.52%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。																																				
配分 (税抜) (注3)	委託会社	販売会社および受託会社への配分を除いた額																																				
	販売会社	(注1)																																				
	受託会社	(注2)																																				
(注1) 販売会社への配分は、各販売会社ごとに、計算期間を通じて毎日、各販売会社の取扱純資産総額に、次に掲げるa.およびb.の率を合計した率を乗じて得た額とします。																																						
<table border="1"> <tr> <th>a.</th> <th>各販売会社の取扱純資産総額</th> <th>率</th> </tr> <tr> <td>300億円未満の場合</td> <td>年率0.60%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>300億円以上1,000億円未満の場合</td> <td>年率0.67%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上の場合</td> <td>年率0.80%</td> <td></td> </tr> </table>			a.	各販売会社の取扱純資産総額	率	300億円未満の場合	年率0.60%		300億円以上1,000億円未満の場合	年率0.67%		1,000億円以上の場合	年率0.80%																									
a.	各販売会社の取扱純資産総額	率																																				
300億円未満の場合	年率0.60%																																					
300億円以上1,000億円未満の場合	年率0.67%																																					
1,000億円以上の場合	年率0.80%																																					
<table border="1"> <tr> <th>b.</th> <th>信託財産の純資産総額</th> <th>率</th> </tr> <tr> <td>300億円未満の場合</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>300億円以上500億円未満の場合</td> <td>年率0.0025%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500億円以上1,000億円未満の場合</td> <td>年率0.0093%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上1,500億円未満の場合</td> <td>年率0.0136%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,500億円以上2,000億円未満の場合</td> <td>年率0.0154%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000億円以上2,500億円未満の場合</td> <td>年率0.0164%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,500億円以上3,000億円未満の場合</td> <td>年率0.0171%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000億円以上3,500億円未満の場合</td> <td>年率0.0175%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,500億円以上4,000億円未満の場合</td> <td>年率0.0179%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4,000億円以上4,500億円未満の場合</td> <td>年率0.0181%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4,500億円以上5,000億円未満の場合</td> <td>年率0.0183%</td> <td></td> </tr> </table>			b.	信託財産の純資産総額	率	300億円未満の場合	0		300億円以上500億円未満の場合	年率0.0025%		500億円以上1,000億円未満の場合	年率0.0093%		1,000億円以上1,500億円未満の場合	年率0.0136%		1,500億円以上2,000億円未満の場合	年率0.0154%		2,000億円以上2,500億円未満の場合	年率0.0164%		2,500億円以上3,000億円未満の場合	年率0.0171%		3,000億円以上3,500億円未満の場合	年率0.0175%		3,500億円以上4,000億円未満の場合	年率0.0179%		4,000億円以上4,500億円未満の場合	年率0.0181%		4,500億円以上5,000億円未満の場合	年率0.0183%	
b.	信託財産の純資産総額	率																																				
300億円未満の場合	0																																					
300億円以上500億円未満の場合	年率0.0025%																																					
500億円以上1,000億円未満の場合	年率0.0093%																																					
1,000億円以上1,500億円未満の場合	年率0.0136%																																					
1,500億円以上2,000億円未満の場合	年率0.0154%																																					
2,000億円以上2,500億円未満の場合	年率0.0164%																																					
2,500億円以上3,000億円未満の場合	年率0.0171%																																					
3,000億円以上3,500億円未満の場合	年率0.0175%																																					
3,500億円以上4,000億円未満の場合	年率0.0179%																																					
4,000億円以上4,500億円未満の場合	年率0.0181%																																					
4,500億円以上5,000億円未満の場合	年率0.0183%																																					
(注) 5,000億円以上は省略。																																						
(注2) 受託会社への配分は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。																																						
<table border="1"> <tr> <th>信託財産の純資産総額</th> <th>率</th> </tr> <tr> <td>300億円未満の部分</td> <td>年率0.10%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上500億円未満の部分</td> <td>年率0.08%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上の部分</td> <td>年率0.06%</td> </tr> </table>			信託財産の純資産総額	率	300億円未満の部分	年率0.10%	300億円以上500億円未満の部分	年率0.08%	500億円以上の部分	年率0.06%																												
信託財産の純資産総額	率																																					
300億円未満の部分	年率0.10%																																					
300億円以上500億円未満の部分	年率0.08%																																					
500億円以上の部分	年率0.06%																																					
その他の費用・手数料	(注4)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。																																				

(注3) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注4) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 <sup>(注)</sup> 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup> 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円(平成28年1月1日以降、年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。※平成28年1月から年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」の口座開設の申込受付けが開始され、同年4月より投資可能となる予定です。

※上記は、平成27年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**大和投資信託**

Daiwa Asset Management